

役員を選任について

敬称略

令和5年3月31日に安川尚紀前会長が退任され、その後は東金市地域公共交通会議設置要綱第6条第4項の規定により、真行寺 洋男 副会長に職務を代理していただいたが、改めて、同条項第2項の規定により会長を選出したい。

< 選 出 >

役員	氏名	交通会議在任時の役職	備考
会長			委員互選
副会長	真行寺 洋男	東金市社会福祉協議会 会長	

東金市地域公共交通会議設置要綱【抜粋】 -----
(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、第4条に規定する委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
